

## 「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の一部改正（乳等の成分規格の試験法）」及び「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正（添加物の試験に用いる試薬・試液等）」について

### 1. 経緯

厚生労働省では、平成18年1月18日付け基安発第0118001号「アスベスト製品の代替化の促進について」を通知し、アスベスト製品の使用等を原則禁止するとともに代替化を促進しているところである。

これを受け、食品衛生法に規定されている以下の2点について、関係法令の整備に合わせ、石綿を用いない形に改正するものである。

なお、今般の改正は食品衛生法第11条第1項に基づき規定された「乳等省令」及び「告示」を改正するものであるが、改正事項は基準そのものではなく、基準の確認に用いられる試験法に係る部分である。

- ①「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）で規定する乳等の成分規格に係る試験法のうち、別表第12（七）（1）7aに示す乳糖の定量法及び同項の（3）1に示す無脂乳固形分の定量法において、試験に用いる器具として規定されている石綿付金網及び石綿網
- ②「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）に示す添加物の試験に用いる第2 添加物の部C 試薬・試液等の項1. 試薬・試液の目中モリブデン酸アンモニウム試液及び同項2. 容量分析用標準液の目中0.02 mol/l 過マンガン酸カリウム溶液に規定されているろ過に用いる石綿

### 2. 現状

（社）日本乳業協会及び食品衛生法に基づく登録検査機関の団体である登録検査機関協会に調査を行ったところ、各検査施設等においては、既に石綿付金網及び石綿網は使用されておらず代替品を使用している。現在、使用されている代替品としては、セラミック金網、ガラス板、また、ホットプレートが挙げられる。また、石綿ろ過の代替としてはガラスろ過が行われている。

### 3. 改正の内容

「乳等省令」に規定する、石綿付金網及び石綿金網を別紙1のとおり、「告示」に規定する石綿を別紙2のとおり改正する。

### 4. その他

本改正については、内閣府食品安全委員会において、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する旨平成18年5月11日付けで回答を得ている。

(別紙1)

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(抜粋)

別表第1

二 乳等の成分規格及び製造方法の基準

(七) 乳等の成分規格の試験法

(1) 乳及び乳製品

7 乳製品の糖分の定量法

a 乳糖の定量法

(略)

フェーリング溶液甲・乙各5 ml と水10 ml を200 ml のマイヤーフラスコに採り供試液をビュレットに入れ滴定予定量の大部分を注加し、石綿付金網上直火をさけて加熱し、二分間以内に沸騰させたのち、少し火力加熱を弱め、硫酸銅の青色がほとんど退色した後メチレンブルー液四滴を徐々に加え煮沸しながら青色の消えるまで供試液を滴下する。滴定の終末においては一回に一滴ずつ滴下して過量とならないようにし、滴定は沸騰し始めてから三分間以内に終わらせる。滴定予定量を定めるため予備試験を行い、本試験において滴下する供試液の量は2 ml 以内に止めるようにする。(略)

(3) 発酵乳及び乳酸菌飲料

1 無脂乳固形分の定量法

検体(凍結状のものにあつては、四〇度以下の温度でなるべく短時間に全部融解させたもの)約50 g を精密に量り、フェノールフタレイン溶液数滴を加え、これをかき混ぜながら10%水酸化ナトリウム溶液を徐徐に加えて微アルカリ性とし、メスフラスコに採り、水を加えて100 ml とし、その5 ml を正確に150 ml のケルダール分解フラスコに採る。これに硫酸カリ9 g 及び硫酸銅1 g の混合粉末0.2 g を加え、更にフラスコの内壁を伝わせて硫酸10 ml を加える。次に、このフラスコを石綿網上で徐徐に加熱し、亜硫酸ガスの白煙が生じたとき少し火力加熱を強め、泡末の大部分が消失した後強熱し、中の液が透明な淡青色を呈し、かつ、フラスコの内壁に炭化物を認めなくなつたとき加熱を止め、放冷後注意しながら水30 ml を加え、再び冷却した後フラスコを蒸留装置に連結する。(略)

(別紙2)

食品、添加物等の規格基準(抜粋)

第2 添加物

C 試薬・試液等

1. 試薬・試液

モリブデン酸アンモニウム試液 三酸化モリブデンの粉末 6.5g を量り、水 14ml 及びアンモニア水 14.5ml の混液を加えて溶かす。この液を冷却し、硝酸 32ml 及び水 40ml の冷混液にかき混ぜながら徐々に加え、48時間放置した後、石綿でガラス繊維ろ紙を用いて吸引ろ過する。本液は、長期の保存に耐えない。本液 5ml を量り、リン酸二ナトリウム溶液(1→8)2ml を加えるとき、直ちに、又はわずかに加温した後、多量の黄色沈殿を生じなければ、この液は、使用できない。遮光して保存する。沈殿が生じた場合は、上澄液を用いる。

2. 容量分析用標準液

0.02mol/l 過マンガン酸カリウム溶液 1,000ml 中過マンガン酸カリウム( $\text{KMnO}_4$ , 分子量 158.03)3.1607g を含む。

過マンガン酸カリウム約 3.3g を量り、水 1,000ml を加えて溶かし、15分間煮沸し、密栓したフラスコ中に少なくとも2日間放置した後、石綿ガラスろ過器(G4)を用いてろ過する。遮光した共栓瓶に保存し、たびたび標定し直す。(略)



厚生労働省発食安第0509001号

平成18年5月9日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

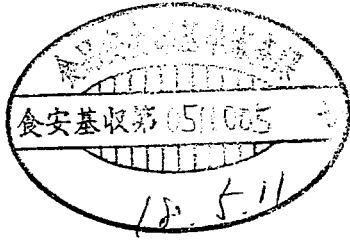
厚生労働大臣 川崎 二郎

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う  
ことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

#### 記

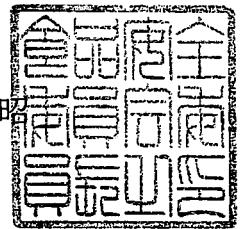
食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）別表第1の二の（七）の（1）の7のaに示す乳糖の定量法及び別表第1の二の（七）の（3）の1に示す無脂乳固形分の定量法について、両試験法に規定される「石綿付金網」及び「石綿網」、並びに食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2 添加物の部 C 試薬・試液等の項1. 試薬・試液の目中「モリブデン酸アンモニウム試液」及び添加物の試験に用いる容量分析用標準液である同項2. 容量分析用標準液の目中「0.02mol/l 過マンガン酸カリウム溶液」に規定される「石綿」について、これを用いない形に改正すること。



府食第 375号  
平成18年 5月11日

厚生労働大臣  
川崎 二郎 殿

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅晴



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(回答)

平成18年5月9日付け厚生労働省発食安第0509001号により貴省から当委員会に対し照会された事項について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

以下の事項については、食品健康影響評価の結果に基づいて行われる行政対応を担保するために策定される施策に当たるため、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）別表第1の二の（七）の（1）の7のaに示す乳糖の定量法及び別表第1の二の（七）の（3）の1に示す無脂乳固形分の定量法について、両試験法に規定される「石綿付金網」及び「石綿網」、並びに食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2 添加物の部C 試薬・試液等の項1. 試薬・試液の目中「モリブデン酸アンモニウム試液」及び添加物の試験に用いる容量分析用標準液である同項2. 容量分析用標準液の目中「0.02mol/l過マンガン酸カリウム溶液」に規定される「石綿」について、これを用いない形に改正すること。



基安発第 0118001 号

平成 18 年 1 月 18 日

関係事業主団体の長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長

#### アスベスト製品の代替化の促進について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、アスベストによる健康被害が社会的な問題となっており、アスベスト製品についてはその早期の代替化の実施が求められているところです。当省では、「アスベスト含有製品について、遅くとも平成 20 年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しを含め、さらに早期の代替化を検討する。」(平成 17 年 7 月 29 日 アスベスト問題に関する関係閣僚による会合) との方針等を踏まえ、平成 17 年 8 月 25 日、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」を設置し、アスベスト製品の全面禁止に向けた専門技術的な検討を行ってきたところです。この度、当該検討会報告書が別添のとおり取りまとめられたところであり、その概要は別紙のとおりです。

今後、本報告書を受け、関係法令の整備を行い、平成 18 年度中に施行することとしていますが、貴団体におかれては、下記の事項につきまして、貴団体会員に対し、周知・徹底下さいますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 報告書において禁止が猶予されているもの以外のアスベスト製品について、法令の整備を待つまでもなく、可能な限り速やかにその製造、輸入、譲渡、提供又は使用を中止すること。

- 2 報告書において禁止を猶予するとした製品についても、代替製品メーカー等と協力して実証試験等を行い、代替が可能と判断されたものから速やかに非アスベスト製品へ代替化を行うこと。実証試験において、なお代替化が困難とされる部位については、施設・設備・機器等の設計、施工方法の変更等を検討することにより、代替化の促進に努めること。
- 3 1及び2の進捗状況、計画について貴団体においてとりまとめ、平成18年8月31日までに当職あて報告を行うこと。

《問い合わせ、報告先》

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課衛生対策班

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

(代表) 03-5253-1111 (内線) 5515

(直通) 03-3502-6756

(FAX) 03-3502-1598

## 石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討報告書の概要

- 1 アスベスト製品の製造等を禁止すること。
- 2 新設の設備については、アスベスト製品の使用を認めない。
- 3 ただし、次のものについては、国民の安全の確保上、実証試験等が必要であり、例外的に当分の間禁止を除外する。

	製品名	用途・条件
1	ジョイントシートガスケット	温度 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		サイズ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500 mm以上の大きさのもの
		圧力 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
2	うず巻き形ガスケット	温度 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので300℃以上の温度の腐食性の高い流体（pH2以下又はpH11.5以上のも、熔融金属ナトリウム、黄りん、又は赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス、又はヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット形ガスケット	温度 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4	グランドパッキン	温度 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の転炉、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
5	ロケットモータ用断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの
6	潜水艦用ジョイントシートガスケット及びグランドパッキン	国内において製造される潜水艦に使用されるもの
7	原材料	1～6の製品の原料又は材料として使用されるもの



## 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正（クロラムフェニコール試験法の一部改正）について

### 1. 経緯

食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に関するポジティブリスト制度の導入に伴い、平成17年厚生労働省告示第499号による改正後の「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号、以下「告示」という。）において、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質を定めるとともに、これらの物質が食品中に検出されないことを判断するための試験法を規定しているところである。

このうちクロラムフェニコール試験法については、はちみつ等の養蜂産品を試験に供する場合において、検体中の夾雑物の影響等により、その実施が困難となる場合があることが報告されている。

今般、これらの養蜂産品について抽出・精製法の検討を行い、これをクロラムフェニコール試験法に適用することで、良好に試験が実施可能であるという知見を得たことから、当該試験法に養蜂産品を試験に供する場合の抽出法及び精製法を追加する改正を行うこととした。

### 2. 改正の内容

クロラムフェニコール試験法において、別紙のとおりはちみつ及びローヤルゼリーを試験に供する場合の抽出法及び精製法をそれぞれ追加する。

### 3. その他

本改正については、内閣府食品安全委員会において、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する旨平成18年5月11日付けで回答を得ている。

(別 紙)

## クロラムフェニコール試験法の一部改正について

### 1. 改正の内容

平成17年厚生労働省告示第499号による改正後の「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」第1食品の部 A 食品一般の成分規格の5の(9)に示すクロラムフェニコール試験法において、養蜂産品を試験に供する場合の抽出法及び精製法を追加するもの。追加部分を下線で示す。

### (9) クロラムフェニコール試験法

#### 2. 試薬・試液

次に示すもの以外は、第2 添加物の部C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。  
アセトニトリル 液体クロマトグラフ用に製造したものを用いる。

ジビニルベンゼン-*N*-ビニルピロリドン共重合体ミニカラム (60 mg) 内径 12~13 mm のポリエチレン製のカラム管に、ジビニルベンゼン-*N*-ビニルピロリドン共重合体 60 mg を充てんしたもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

ジビニルベンゼン-*N*-ビニルピロリドン共重合体ミニカラム (200 mg) 内径 12~13 mm のポリエチレン製のカラム管に、ジビニルベンゼン-*N*-ビニルピロリドン共重合体 200 mg を充てんしたもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

水 液体クロマトグラフ用に製造したものを用いる。

#### 4. 試験溶液の調製

##### a 抽出法

##### ① はちみつ（ローヤルゼリーを除く）の場合

検体を均一化した後、その 5.00 g を量り採る。

これに水 20 ml を加え、溶解する。

##### ② ローヤルゼリーの場合

検体を細切均一化した後、その 1.00 g を量り採る。

これにメタノール及び1%メタリン酸溶液の混液（3：2）60mlを加え、細砕した後、ケイソウ土を2mmの厚さに敷いたろ紙を用いてすり合わせ減圧濃縮器中に吸引ろ過する。次いでメタノール及び1%メタリン酸溶液の混液（3：2）15 mlを用いてろ紙上の残留物を洗い、洗液を吸引ろ過し、ろ液をそのすり合わせ減圧濃縮器中に合わせ、45℃以下で2 mlに濃縮する。

③ ①及び②に掲げる食品以外の食品の場合

検体を細切均一化した後、その 5.00 g を量り採る。なお筋肉の場合は、可能な限り脂肪層を除いた上で細切均一化を行う。

これにメタノール及び 1%メタリン酸溶液の混液 (3 : 2) 100 ml を加え、細砕した後、ケイソウ土を 2 mm の厚さに敷いたろ紙を用いてすり合わせ減圧濃縮器中に吸引ろ過する。次いでメタノール及び 1%メタリン酸溶液の混液 (3 : 2) 10 ml を用いてろ紙上の残留物を洗い、洗液を吸引ろ過し、ろ液をそのすり合わせ減圧濃縮器中に合わせ、45℃以下で 30 ml に濃縮する。

b 精製法

① はちみつ (ローヤルゼリーを除く) の場合

ジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体ミニカラム (60 mg) に、メタノール 5 ml 及び水 5 ml を順次注入し、流出液は捨てる。このカラムに a 抽出法で得られた溶液を注入した後、20 vol%メタノール 5 ml を注入し、流出液は捨てる。このカラムに 60 vol%メタノール 6 ml を注入し、溶出液をすり合わせ減圧濃縮器中に採り、45℃以下でメタノール及び水を除去する。この残留物にアセトニトリル及び水の混液 (3 : 7) 1.0 ml を加えて溶かし、これを試験溶液とする。

② ローヤルゼリーの場合

ジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体ミニカラム (200 mg) に、メタノール 10 ml 及び水 10 ml を順次注入し、流出液は捨てる。このカラムに a 抽出法で得られた溶液を注入した後、水 4 ml、5 vol%メタノール 4 ml を順次注入し、流出液は捨てる。このカラムに 60 vol%メタノール 10 ml を注入し、溶出液をすり合わせ減圧濃縮器中に採り、45℃以下でメタノール及び水を除去する。この残留物にアセトニトリル及び水の混液 (3 : 7) 1.0 ml を加えて溶かし、これを試験溶液とする。

③ ①及び②に掲げる食品以外の食品の場合

ジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体ミニカラム (60 mg) に、メタノール 5 ml 及び水 5 ml を順次注入し、流出液は捨てる。このカラムに a 抽出法で得られた溶液を注入した後、水 10 ml を注入し、流出液は捨てる。このカラムにメタノール 10 ml を注入し、溶出液をすり合わせ減圧濃縮器中に採り、40℃以下でメタノールを除去する。この残留物にアセトニトリル及び水の混液 (3 : 7) 1.0 ml を加えて溶かし、これを試験溶液とする。

2. その他

上記試験法を適用した場合の養蜂製品の検出限界は次のとおりである。

はちみつ	0.0005 ppm
ローヤルゼリー	0.005 ppm



厚生労働省発食安第0509002号

平成18年5月9日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

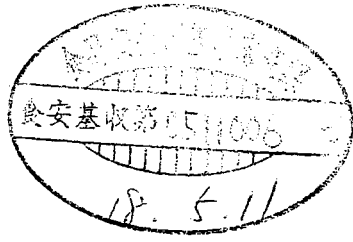
厚生労働大臣 川崎 二郎

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う  
ことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に  
基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項に  
ついては、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影  
響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

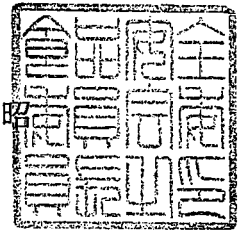
食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定  
められた、平成17年厚生労働省告示第499号による改正後の食品、添加物  
等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品  
一般の成分規格の5の（9）に示すクロラムフェニコール試験法において、養  
蜂産物を試験に供する場合の抽出法及び精製法を追加すること。



府食第 376号  
平成18年 5月11日

厚生労働大臣  
川崎 二郎 殿

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(回答)

平成18年5月9日付け厚生労働省発食安第0509002号により貴省から当委員会に対し照会された事項について、下記のとおり回答いたします。

記

以下の事項については、食品健康影響評価の結果に基づいて行われる行政対応を担保するために策定される施策に当たるため、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、平成17年厚生労働省告示第499号による改正後の食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部 A 食品一般の成分規格の5の（9）に示すクロラムフェニコール試験法において、養蜂産品を試験に供する場合の抽出法及び精製法を追加すること。